

第2回 志摩市における 医療体制のあり方検討委員会



1. 第1回検討委員会における議論の概要

【志摩地域の医療】

- ・高齢者が増加するため、回復期～慢性期への対応は必須
- ・かかりつけ医、県立病院、市民病院の連携が不可欠
- ・医療と介護の連携（救急医療をどこまで求めていくのか）
- ・異なる志摩5地区への対応（医師会の高齢化や市民の思い）
- ・災害医療も視野に入れる
- ・三重大学地域枠推薦の積極活用

【志摩市民病院の役割】

- ・大王町と志摩町には一定のニーズ
- ・訪問診療（離島を含めた在宅医療）を中心に慢性期、看取りまで
- ・透析に注力
- ・市民検診の充実
- ・県内出身者を対象とした人材育成（県立病院、三重大学との連携強化）
- ・運営形態の見直し

2. 第2回検討委員会における 議論（本日）のポイント

【志摩地域の医療】

- ・ 役割分担の明確化（どこまでの医療（災害時含む）を志摩で行うのか）
- ・ 地域枠推薦の活用に向けての課題

【志摩市民病院の役割】

- ・ 訪問診療や透析、市民検診に注力
- ・ 運営形態の見直し（第3回で議論）

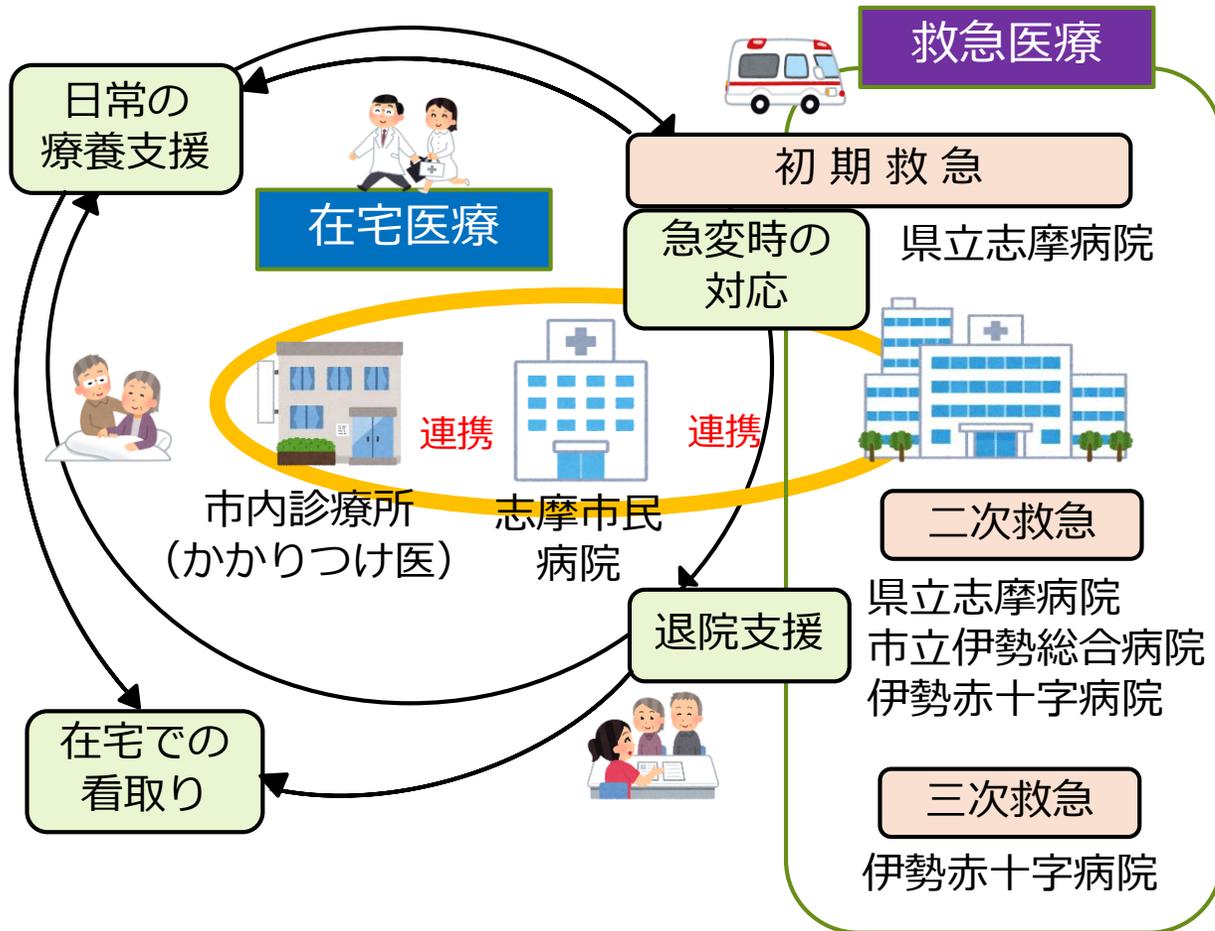
3-1. 志摩地域の医療①

～役割分担（案）～

	在宅医療				救急医療		
	在宅での 看取り	日常の 療養支援	急変時 の対応	退院支援	初期救急	二次救急	三次救急
市内診療所 (かかりつけ医)	○	○	○		○		
志摩市民病院	○	○	○	○	○		
県立志摩病院			○	○	○	○	
市立伊勢総合病院				○		○	
伊勢赤十字病院				○		○	○

3-2. 志摩地域の医療①

～役割分担（案）～



在宅医療に求められる機能

退院支援

- ・多職種による退院前カンファレンスや調整等

日常の療養支援

- ・訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ

急変時の対応

- ・24時間いつでも往診や訪問看護の対応が可能な連携体制
- ・入院の円滑な受入れ

在宅での看取り

- ・緩和ケアの提供
- ・家族の支援

4. 志摩地域の医療②

～三重大学地域枠推薦の活用に向けて～

■三重大学医学部医学科学校推薦型選抜学生「地域枠B」（実績）

入学年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
応募者数	1	1	3	3	0	3	0	1	3	3	1	3	4	2	1	1	30
推薦者数	1	1	2	2	0	2	0	1	2	2	1	2	2	2	1	1	22
合格者数	1	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	9

■三重県立看護大学地域推薦型選抜は、令和6年度に初めて1名が合格しています。

※地域枠Bの卒業生に医師として志摩市に来ていただくため、三重大学と連携しながら、市としてどのような施策を打ち出すといいでしょうか？

5. 志摩市民病院の役割①

～訪問診療を中心に～

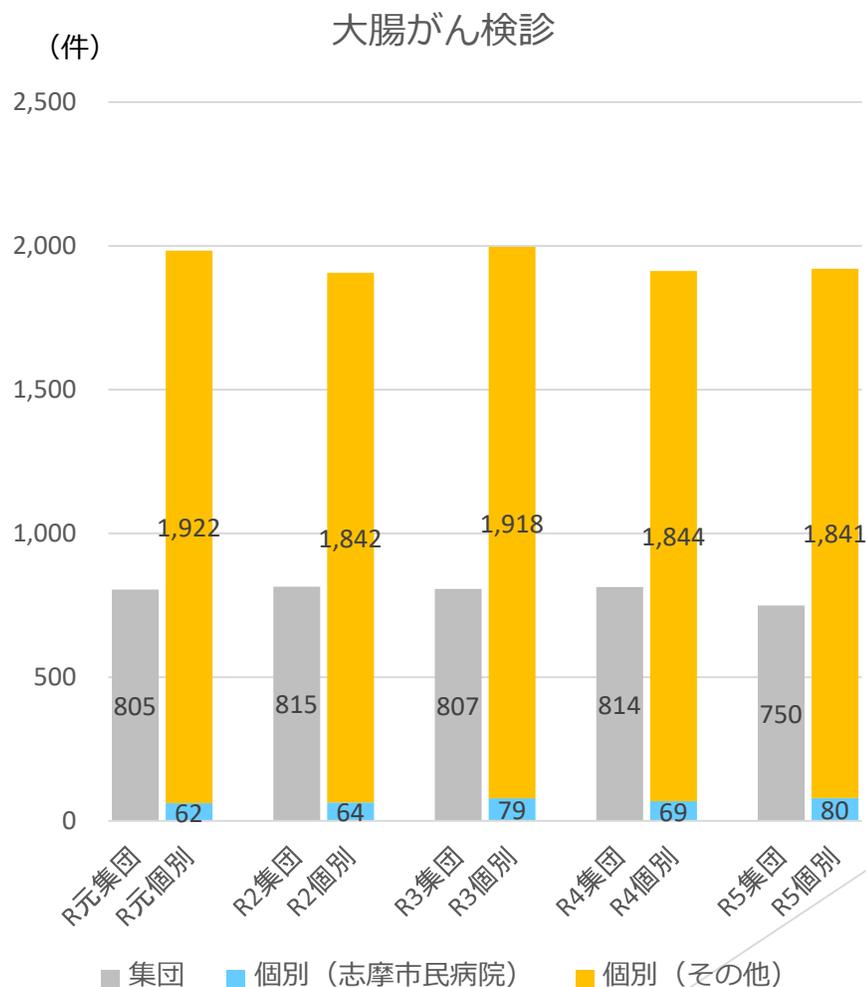
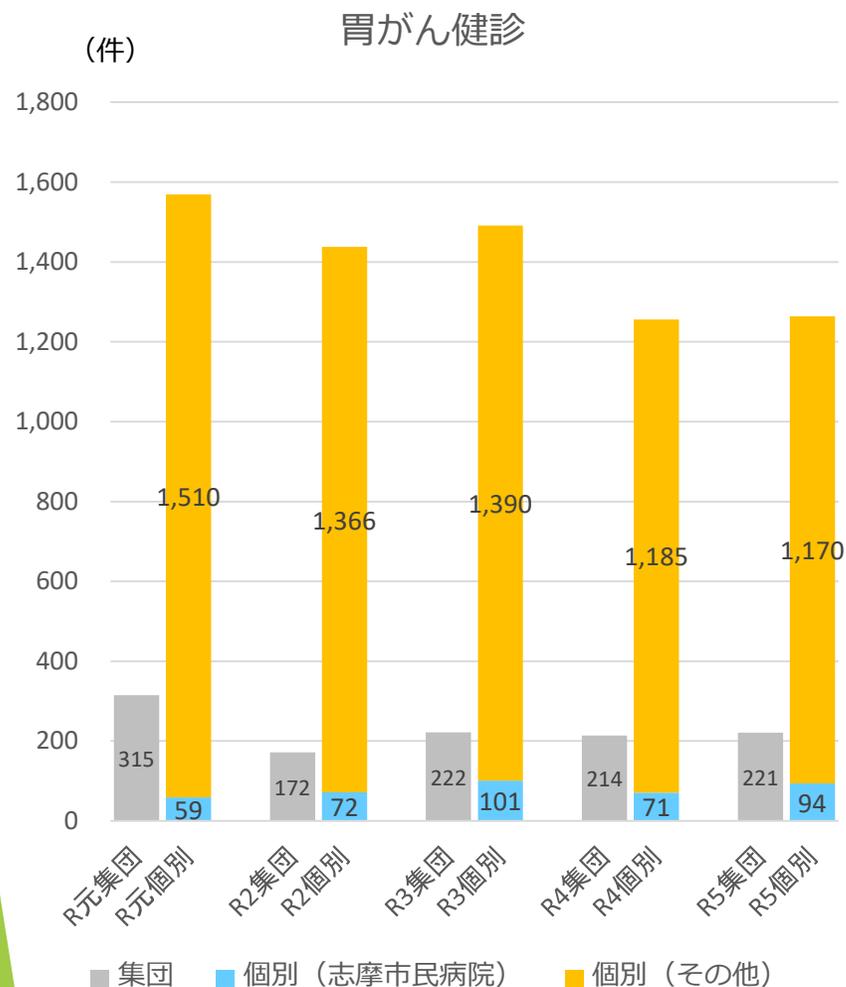


理想の志摩市民病院像

- 地域包括ケアシステムの一員として多職種と連携して患者の暮らしを支える
 - 訪問診療、訪問看護等で在宅での療養生活を支える
 - 患者の状態が急変した時、又はレスパイトとして入院を受け入れる（市内診療所や介護事業所等からの相談にも対応）
 - 多職種と連携し、患者の自立支援及び重症化予防に取り組む
 - 市内診療所では対応が困難な場合など、市内診療所からの相談に応じる
- ➡在宅医療の中核的な存在？
➡救急車の受け入れは必要？

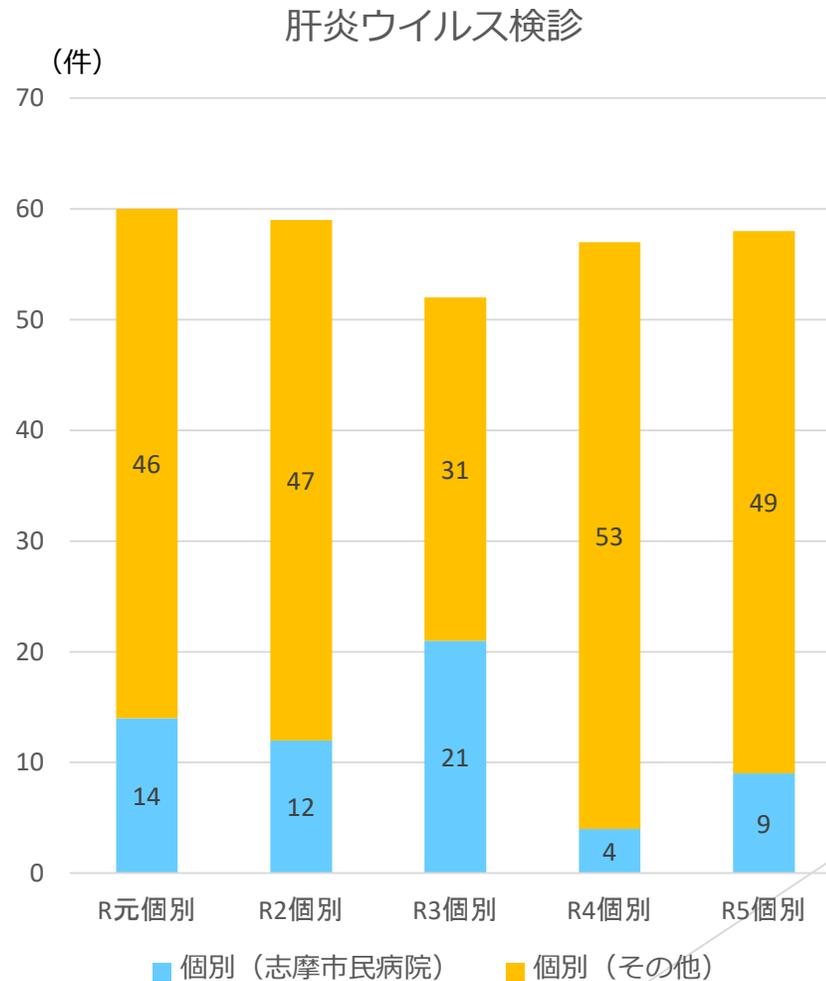
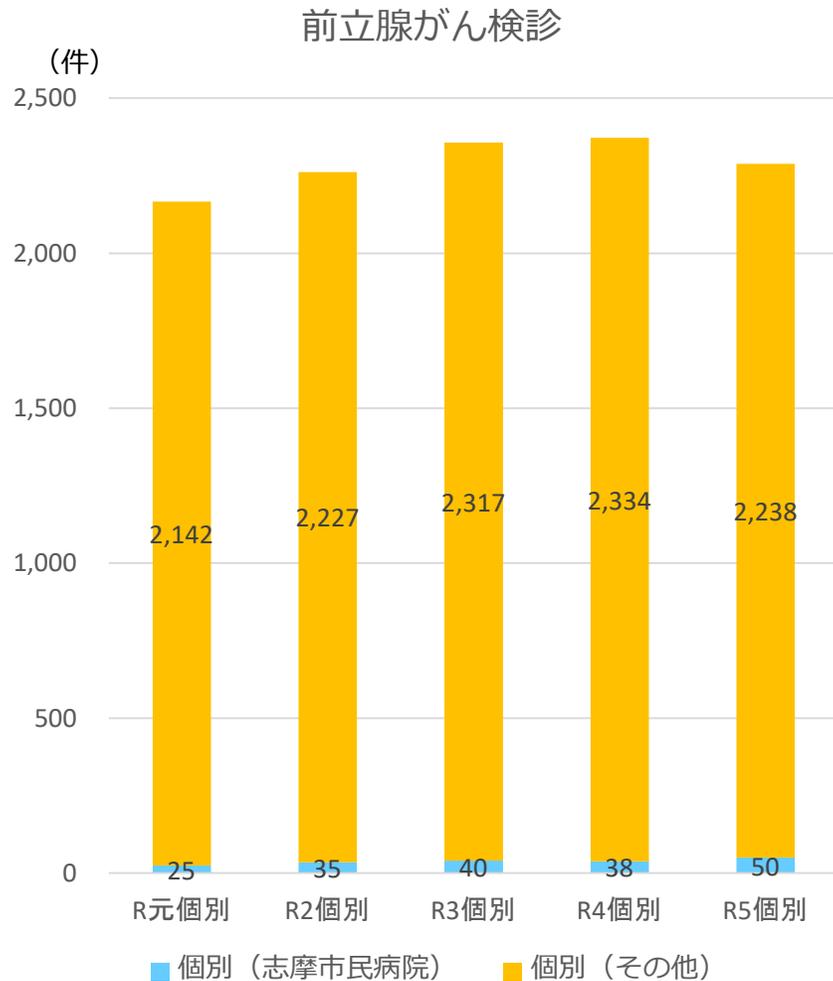
6-1. 志摩市民病院の役割②～市民検診に注力すべきか～

検診の現状



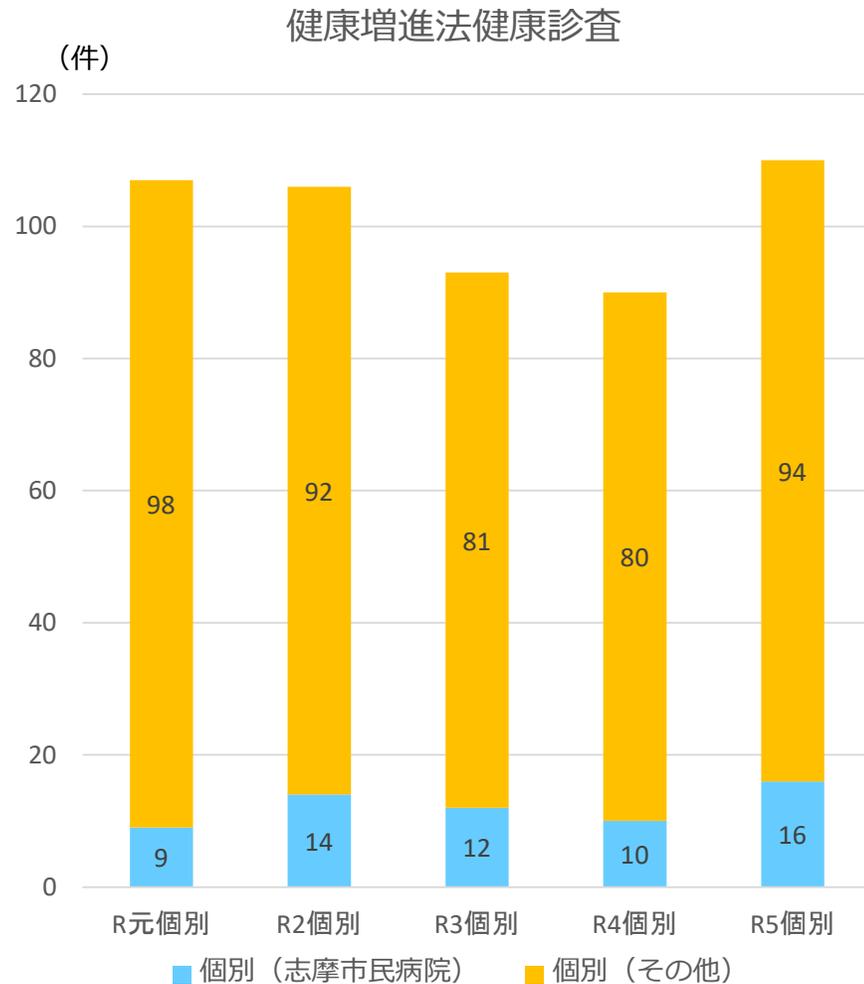
6-2. 志摩市民病院の役割②～市民検診に注力すべきか～

検診の現状



6-3. 志摩市民病院の役割②～市民検診に注力すべきか～

検診の現状



特定健診(国民健康保険の方)

令和5年度実績

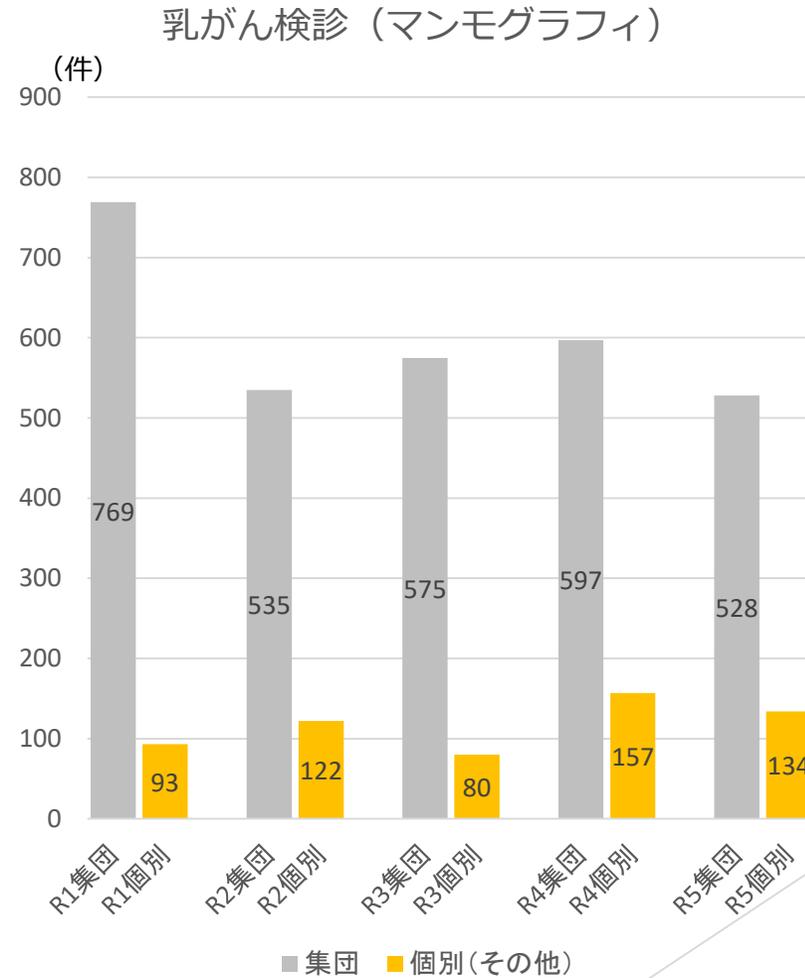
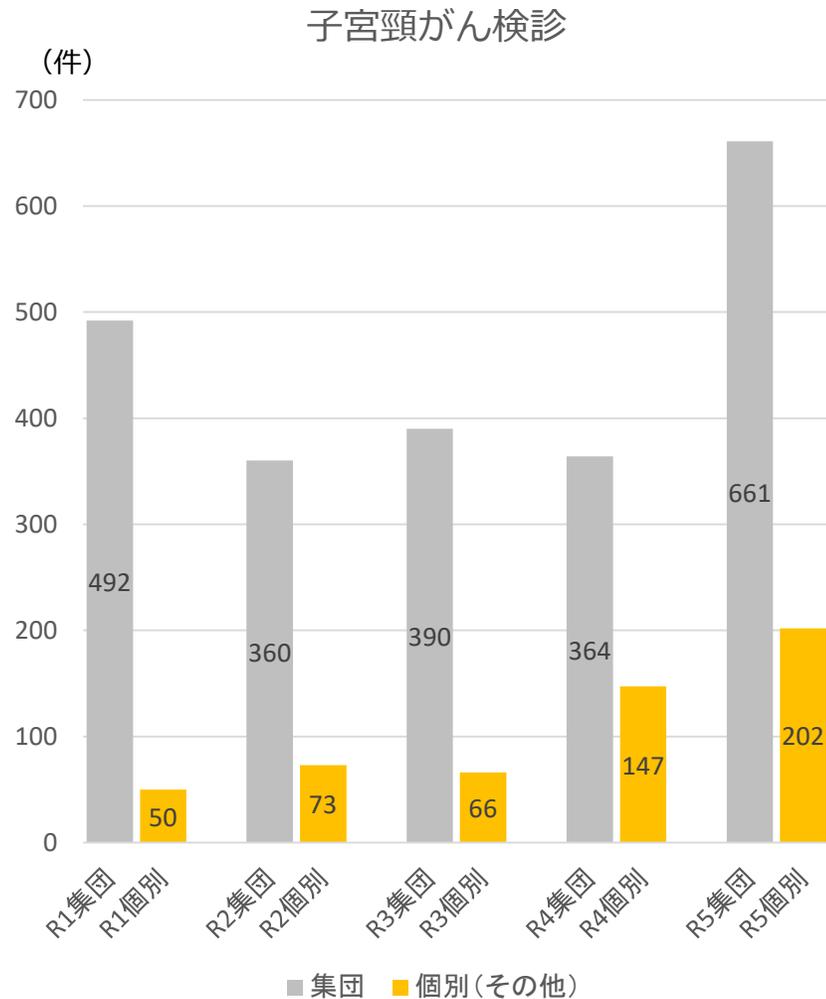
全体 3,669件
(受診率約40%)

志摩市内医療機関 3,595件
(全体の98%)

志摩市民病院 139件
(全体の4%)

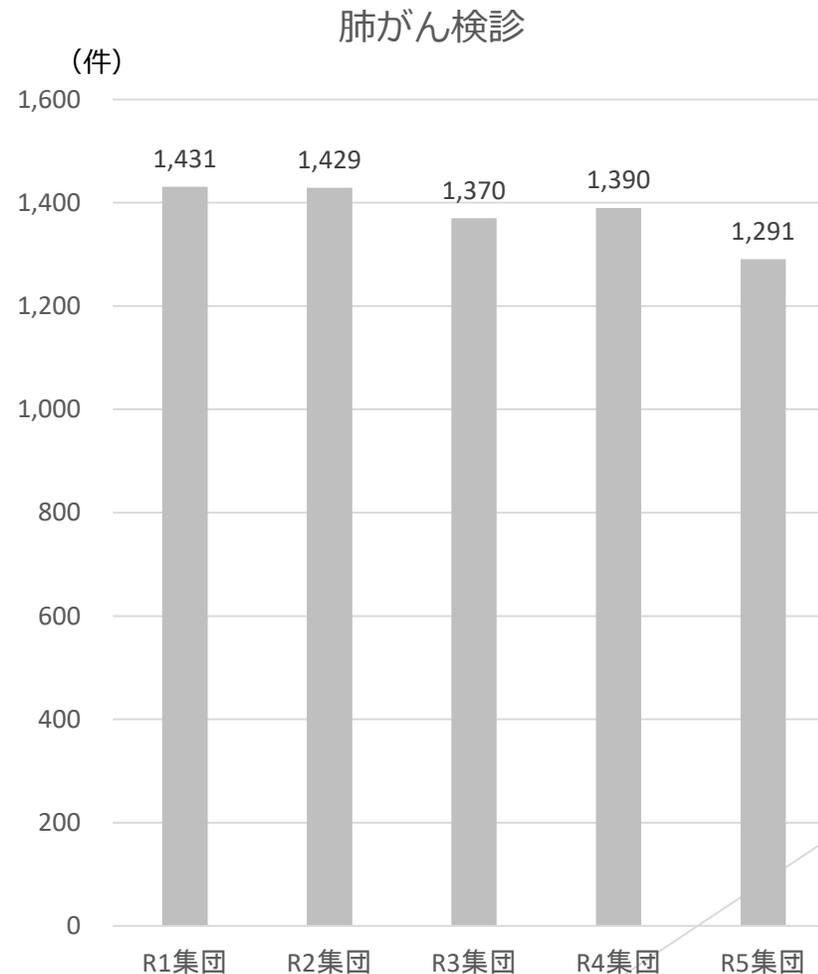
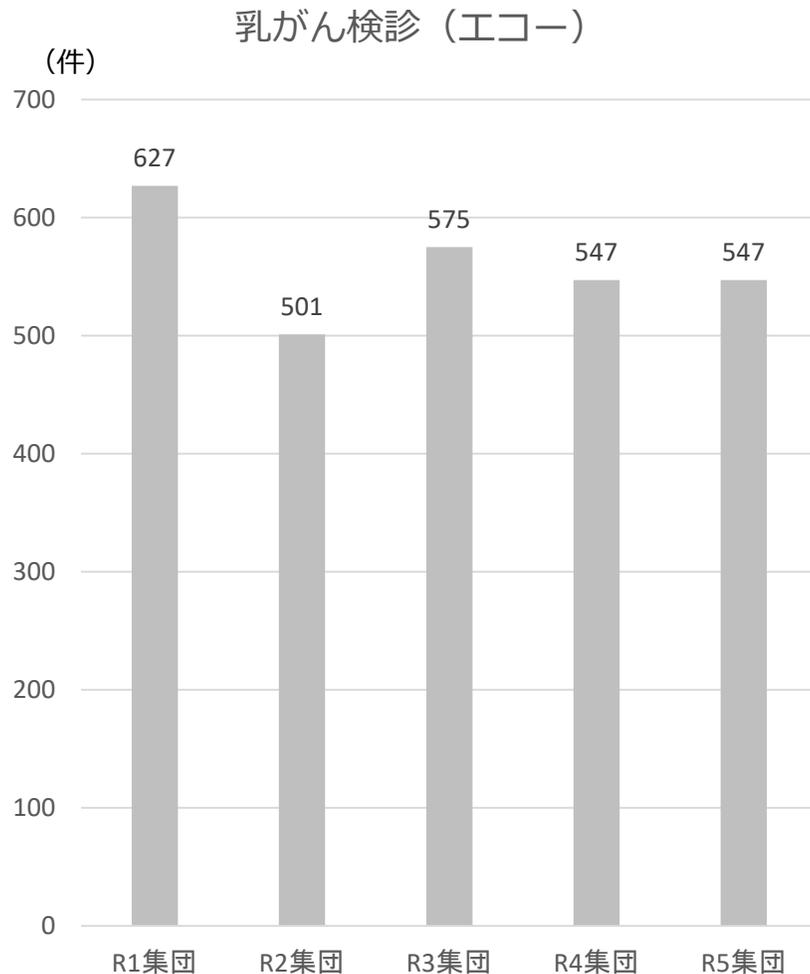
6-4. 志摩市民病院の役割②～市民検診に注力すべきか～

検診の現状



6-5. 志摩市民病院の役割②～市民検診に注力すべきか～

検診の現状



6-6. 志摩市民病院の役割②～市民検診に注力すべきか～

志摩市民病院の検診実績

	特定健診		胃がん		大腸がん		前立腺がん		肝炎		企業健診	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
令和元年	196	2,043,678	59	884,920	62	104,030	25	55,770	14	59,060	215	3,062,971
令和2年	224	2,428,320	72	1,073,700	64	111,840	35	78,250	12	50,880	339	3,564,190
令和3年	176	1,969,280	108	1,535,200	80	142,990	41	90,000	21	89,040	212	3,134,787
令和4年	242	2,753,985	71	1,079,200	69	124,890	38	85,500	4	16,960	175	2,235,474
令和5年	308	3,508,935	94	1,428,800	80	144,800	50	112,500	9	38,500	198	2,621,168

	合計	
	件数(件)	金額(円)
令和元年	571	6,210,429
令和2年	746	7,307,180
令和3年	638	6,961,297
令和4年	599	6,296,009
令和5年	739	7,854,703

7. 志摩市民病院の役割③～透析の強化～

透析強化シミュレーション

現状：月・水・金の稼働

	延件数(日)	外来(日)	収益(円)	単価(円)	人員配置
令和4年度	3,570	23.0	97,564,283	27,329	
令和5年度	4,013	25.7	110,259,140	27,475	臨床工学技士 3名 看護師 2～3名(最低2名) 看護助手 1名
令和6年度	4,680	30.0	128,583,000	27,475	



臨床工学技士 1名増 火・木・土も稼働

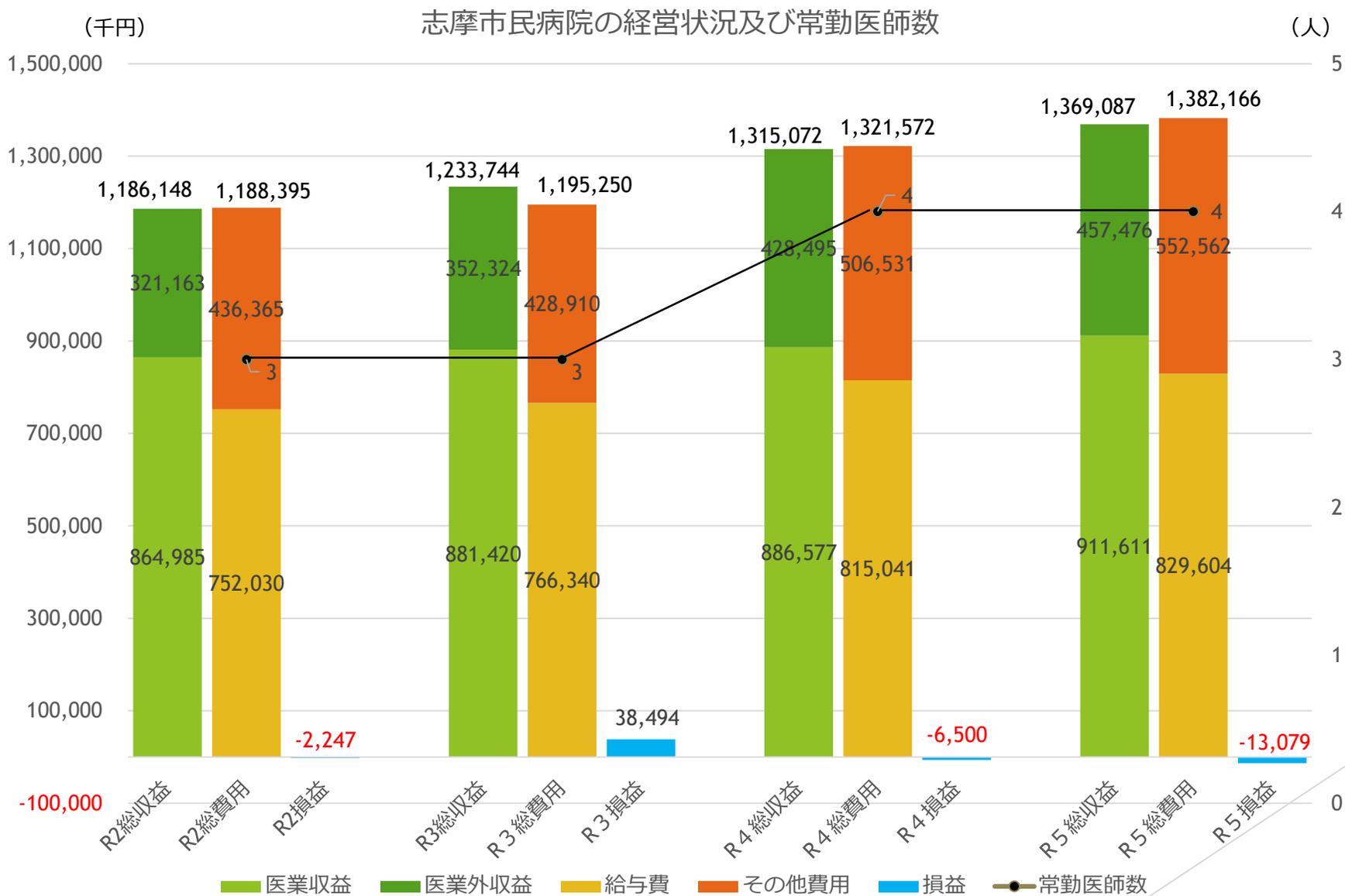
月水金	4,368	28.0	120,010,800	27,475	臨床工学技士 4名 看護師 1～2名(最低1名) 看護助手 1名
火木土	1,872	12.0	51,515,625	27,475	臨床工学技士 2名 看護師 1名 看護助手 1名
令和7年度	6,240	40.0	171,526,425	27,475	

志摩市における医療体制の あり方検討委員会

第3回の議論に向けて



1. 志摩市民病院の経営状況



2-1. 各経営形態の比較

項目	直 営 型			公設民営型
	地方公営企業法 (一部適用)	地方公営企業法 (全部適用)	地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者
位置付け	○地方公営団体の一部	○地方公営団体の一部	○独立した法人	○公設民営制度
開設者	○地方公共団体の長	○地方公共団体の長	○地方公共団体の長	○地方公共団体の長
運営責任者	○地方公共団体の長	○地方公共団体の長 が任命する病院事業 管理者 (特別職)	○地方公共団体の長 が任命する理事長	○指定管理者
管理責任者の 任命	○地方公共団体の長 が任命	○事業管理者が任命	○理事長が任命	○指定管理者が任命
地方公共団体 との関与	○関与あり ・ 予算：議決要 ・ 決算：認定要	○関与あり ・ 予算：議決要 ・ 決算：認定要	○一定の関与あり ・ 理事長の任命、中 期目標の設定、中 期計画の認定実施	○一定の関与あり ・ 協定内容について 協議ができる
組織運営	○ 設置条例 で設置さ れ、地方公共団体 の長が規則等で ルールを規定	○ 設置条例 で設置さ れ、企業管理規程 で規定	○法令で定める枠組 みの範囲内で 理事 長が決定	○ 指定管理者が定め る

2-2. 各経営形態の比較

項目	直 営 型			公設民営型
	地方公営企業法 (一部適用)	地方公営企業法 (全部適用)	地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者
運営支援	○地方公営企業法に基づき、繰出金の支出が可能	○地方公営企業法に基づき、繰出金の支出が可能	○業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部を交付金として交付可能	○協定内容として交付することを規定することも可能
職員の身分・任命	○任命：地方公共団体の長 ○定員：上限あり (条例で規定) ○身分：地方公務員 ○給与：条例で規定 ・地方公共団体と同一の給与制度	○任命：事業管理者 ○定員：上限あり (条例で規定) ○身分：地方公務員 ○給与：事業管理者が決定 ・独自の給料表設定が可能 ・給与の種類と基準は条例で規定	○任命：理事長 ○定員：制限なし ○身分：法人職員 ○給与：法人の規定により決定	○任命：指定管理者と雇用契約 ○定員：制限なし ○身分：指定管理者の職員 ○給与：指定管理者の規定により決定
政策医療との関係	○地方公共団体の事業であり、政策医療として事業を推進	○地方公共団体の事業であり、政策医療として事業を推進	○中期目標の設定のなかで、政策医療としての目標を提示	○地方公共団体の事業として、政策医療への取組を協定書等に指定できる

2-3. 各経営形態の比較

地方公営企業法（一部適用）と比較した場合のメリット

	地方公営企業法（全部適用）	地方独立行政法人（非公務員型）	指定管理者制度
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業管理者に広範な権限を与え、経営責任を明確化することができる。 ・ 人事権、給与決定権、契約締結権などが事業管理者に付与され、意思決定の柔軟性と迅速化が図れる。 ・ 人事権では、病院独自で採用を行うことができるほか、病院内の人事異動や組織改編は事業管理者の権限で自由に行える。 ・ 給与では、「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況等を考慮する。」といった規定があり、病院の経営状況を反映した給与制度が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長が理事長及び監事を選任するほかは、法人の一切の権限は理事長に付与されるため、理事長は地方公営企業法の全部適用より広範な権限を有することになり、権限と責任の明確化が図られる。 ・ 職員採用では、公務員定数から外れることになり、理事長の権限で迅速な採用が可能である。 ・ 中期目標や中期計画が議会で承認されると年次計画や予算の執行は法人の裁量で行えるため、意思決定において迅速性が発揮しやすい。 ・ 地方公共団体に設置する評価委員会において評価を受けることになり、法人の業務実績が思わしくないと判断したときは、評価委員会から地方公共団体に意見を述べることにより、一定の監視の役割を果たすことになる。 ・ 事務職員の地方公共団体との異動がなくなり定着できるので専門性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者である地方公共団体と運営責任者である指定管理者の責任分担が明確になる。 ・ 指定管理者が病院運営を行うにあたっては、民間の経営手法が発揮され、効率的な病院運営が行われることが期待できる。 ・ 指定管理者による医師確保や専門の事務職員の配置に期待できる。

2-4. 各経営形態の比較

地方公営企業法（一部適用）と比較した場合のデメリット

	地方公営企業法（全部適用）	地方独立行政法人（非公務員型）	指定管理者制度
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結権が市長から事業管理者に移るものの、地方自治法適用のため、一定の制限がある。 ・ 意思決定は迅速化できる面もあるが、条例の改正や予算の承認など、議会の議決を要する点において一部適用と変わらない面もある。 ・ 地方自治法、地方公務員法の適用を受けるため、民間的経営手法の導入には一定の制限がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事給与制度を病院単独で運用するため、管理部門を拡充する必要があり、それに伴う経費が発生するほか、病院独自のシステム開発等への初期投資や雇用保険料、役員報酬等経常的な費用が発生する。 ・ 移行職員の退職給与引当金の計上が必要となり多額の経費が発生する。 ・ 定款や諸規則の策定、労使交渉など、法人設立までに相当の時間と労力が必要となる。 ・ 移行職員の身分が非公務員になることなどの処遇については、十分な調整が必要となる。また、職員に争議権があり、争議権の行使があった場合、市民サービスに支障を及ぼす可能性がある。 ・ 計画の達成を重視するあまり、政策医療の水準が低下するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業法全部適用の場合は地方公共団体の監査、地方独立行政法人の場合は評価委員会の評価がそれぞれあり、病院運営に一定の監視が行われるが、指定管理者の場合は法定されておらず、経営の透明性という点においては低くなる。 ・ 指定期間終了後、改めて指定管理者を公募しなければならないことから、事業継続の円滑性が課題となる。 ・ 運営に関して地方公共団体の関与が薄くなることから、協定締結以外の件について地方公共団体の意向を運営に反映させるためには、協議が必要となる。 ・ 現職員は原則すべて退職となるため、多額の退職金が発生するほか、指定管理者で引き続き勤務する場合においても身分は非公務員となるため、処遇について十分な調整が必要となる。

志摩市における医療体制の あり方検討委員会

参考資料



1-1. 志摩市民病院休日夜間診療と 休日夜間応急診療所の状況

志摩市民病院休日夜間診療

	日(祝)	月	火	水	木	金	土	
8:30 - 17:15	○	通常診療						○
17:15 - 翌 8:30	○	○	○	○	○	○	○	

志摩市休日夜間応急診療所

	日(祝)	月	火	水	木	金	土
9:30 - 16:00	○						
19:30 - 21:30		○	○	○			○

鳥羽市休日夜間応急診療所

	日(祝)	月	火	水	木	金	土
9:30 - 16:00	○						
19:30 - 21:30					○	○	○

1-2. 志摩市民病院休日夜間診療と 休日夜間応急診療所の状況

